

## 茨城県事業者支援一時金の申請はお済みですか？

茨城県では、主な事業がまん延防止等重点措置(営業自粛・外出自粛)適用に伴い売上が減少した事業者に一時金を支給しています。該当となる方は申請期限内に申請してください。

○**支給対象** 県内に本店または主たる事業所を置き、令和4年1月27日～3月21日までのまん延防止等重点措置適用の影響を受けた、次のいずれかに該当する中小企業・個人事業者

- 1 営業時間短縮要請に協力した飲食店等と直接取引がある事業者  
※時短要請対象事業者との年間取引金額が全体の50%以上を占めること。
- 2 外出自粛要請により直接的な影響を受けた、主に、対面で販売やサービスを提供する事業者  
※年間売上高が全体の50%以上を占める事業。

※県から営業時間短縮要請を受けた飲食店等は対象外となります。  
※国の事業復活支援金等の制度と併給可。

○**支給要件** 令和4年1～3月のまん延防止等重点措置の影響を受け、いずれかの月の売上が令和元年、令和2年、令和3年の同月比で、30%以上減少した事業者

○**支給額** 20万円～500万円(年間売上高に応じて支給額が異なります)

○**申請期限** 令和4年6月30日(木)

詳細は、茨城県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/ichijikin.html>



(QRコード)

電子申請が原則になっておりますが、郵送で申請される場合の申請書類は県ホームページよりダウンロードできます。また、市役所商工観光課内新型コロナウイルス相談窓口および常陸大宮市商工会でも配布しております。

**問** 茨城県事業者支援一時金 相談窓口 ☎029-301-5558 (平日9:00～17:00)

※相談内容が複雑な場合には対面やWEBでの相談も可能です。

## 上下水道料金の支払いは口座振替をご利用ください

上下水道料金の支払いには、便利で安心な口座振替をご利用ください。

振替日に指定口座から自動的に料金が納入されますので、支払いに行く手間や、払い忘れの心配もありません。ぜひ、ご利用ください。

なお、預貯金残高が不足にならないよう、振替日前日までに入金をお願いします。振替日に振替できなかった場合、再振替は行っていませんので、ご注意ください。

○**振替日**

毎月25日(土・日曜日、祝日にあたる場合は翌営業日)

※窓口での手続き後、口座振替が適用されるまでの1～2か月は、納付書でお支払いください。

○**申込方法**

次の金融機関(本店・各支店)または水道お客さまセンターの窓口でお申し込みください。

- ・常陽銀行
- ・筑波銀行
- ・茨城県信用組合
- ・東日本銀行
- ・常陸農業協同組合(支店のみ)
- ・水戸信用金庫
- ・烏山信用金庫
- ・中央労働金庫
- ・ゆうちょ銀行、郵便局

○**申込みの際に必要なもの**

・通帳など口座番号がわかるもの・通帳の届出印・お客様番号がわかるもの(納入通知書など)

※口座振替依頼書(申込用紙)は、市内の金融機関および水道お客さまセンター・各支所にあります。

**問** 常陸大宮市水道お客さまセンター ☎52-0427